

県南 広域振興局長

提出者 株式会社 丸片ガス
住所 024-0004岩手県北上市20地割80番地
氏名 代表取締役 片方 直哉

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策(変更)計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項(第82条第 2項)の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	株式会社丸片ガス 本社	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県北上市村崎野20－80	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	117 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	61 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
本社	〒024-0004北上市村崎野20-80	64 kℓ
盛岡中央営業所	〒020-0638滝沢市土沢313	26 kℓ
花巻営業所	〒025-0072花巻市四日町1-5-11	5 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に(別途)一覧を作成の上、添付してください。

(A4)



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

[illegible]

別紙 その1 (工場又は事業所用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(2023) 年度						E+B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)		
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量						
		数量 A	単位	熱量(GJ) B	数量 C	単位	熱量(GJ) D				
化石燃料	原油(コンデンサートを除く)		kL	0		kL	0	0			
	原油のうちコンデンサート(NGL)		kL	0		kL	0	0			
	揮発油(ガソリン)	34.31	kL	1,146		kL	0	1,146	79		
	ナフサ		kL	0		kL	0	0			
	ジェット燃料		kL	0		kL	0	0			
	灯油		kL	0		kL	0	0			
	軽油	47.65	kL	1,611		kL	0	1,611	125		
	A重油		kL	0		kL	0	0			
	B・C重油		kL	0		kL	0	0			
	石油アスファルト		t	0		t	0	0			
	石油コークス		t	0		t	0	0			
	石油ガス	16.99	t	851		t	0	851	61		
	液化石油ガス(LPG)										
		石油系液化天然ガス		t	0		t	0	0		
		液化天然ガス(LNG)		t	0		t	0	0		
		その他可燃性天然ガス		t	0		t	0	0		
		石炭	輸入原料炭		t	0		t	0	0	
			原料炭		t	0		t	0	0	
			コークス用原料炭		t	0		t	0	0	
			吹込用原料炭		t	0		t	0	0	
			一般炭		t	0		t	0	0	
		一般炭		t	0		t	0	0		
	国産一般炭		t	0		t	0	0			
輸入無煙炭		t	0		t	0	0				
石炭コークス		t	0		t	0	0				
コールタール		t	0		t	0	0				
コークスガス		t	0		t	0	0				
高炉ガス		t	0		t	0	0				
発電用高炉ガス		t	0		t	0	0				
転炉ガス		t	0		t	0	0				
都市ガス											
	その他炭素ガス		t	0		t	0	0			
	その他炭素ガス		t	0		t	0	0			
	その他炭素ガス		t	0		t	0	0			
非化石燃料	黒炭		t	0		t	0	0			
	木材		t	0		t	0	0			
	木質廃材		t	0		t	0	0			
	バイオエタノール		kL	0		kL	0	0			
	バイオディーゼル		kL	0		kL	0	0			
	バイオガス		t	0		t	0	0			
	その他バイオマス		t	0		t	0	0			
	RDF		t	0		GJ/t	0	0			
	RPF		t	0		GJ/t	0	0			
	廃タイヤ		t	0		GJ/t	0	0			
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t	0		GJ/t	0	0			
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t	0		GJ/t	0	0			
	廃油		kL	0		GJ/kL	0	0			
	廃棄物ガス		t	0		t	0	0			
	混合廃材		t	0		t	0	0			
	水素		t	0		t	0	0			
	アンモニア		t	0		t	0	0			
	その他燃料		t	0		t	0	0			
	小計①						3,603	254			
	熱	産業用蒸気		GJ	0		GJ	0	0		
		産業用以外の蒸気		GJ	0		GJ	0	0		
		温水		GJ	0		GJ	0	0		
		冷水		GJ	0		GJ	0	0		
地熱			GJ	0		GJ	0	0			
温泉熱			GJ	0		GJ	0	0			
太陽熱			GJ	0		GJ	0	0			
雪氷熱			GJ	0		GJ	0	0			
小計②							0	0			
電気		電気事業者①	83.69	千kWh	722		千kWh	722	40		
	電気事業者②		千kWh	0		千kWh	0	0			
	自己発電(非熱的由来を除く)		千kWh	0		千kWh	0	0			
	自家発電		千kWh	0		千kWh	0	0			
	太陽光		千kWh	0		千kWh	0	0			
	水力		千kWh	0		千kWh	0	0			
	風力		千kWh	0		千kWh	0	0			
	その他		千kWh	0		千kWh	0	0			
	小計③						722	40			
	合計④=①+②+③						4,325	294			

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0256)

原油換算エネルギー使用量	117	kL
--------------	-----	----

(3) 温室効果ガスの排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	294	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量			t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量			t-CO ₂
六フッ化フルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六フッ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三フッ化窒素の排出量			t-CO ₂
合 計		294	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組(計画)

【目標値】

令和5年度に対して令和8年度に10%削減

【具体的な取組】

○省エネルギー

- ・事務所の電気をこまめに消す。
- ・空調の温度設定を弱めにする

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・太陽光発電、蓄電池の導入

○自動車利用抑制

- ・WEB会議による営業所間移動抑制
- ・複数者の移動時に相乗りをして利用を抑制する

○輸送の合理化

- ・配送システム、販売システムのアップデート
- ・他社と配送エリアのバーターなど配送合理化を図る

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・組織再編成
- ・データの一元管理

(3) 計画の達成度の把握方法

- ・データ管理部門による

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

・カーボンオフセットLPG 33トン/年購入(CO2オフセット量:本商品1トンあたり3トンのCO2)により99トンのCO2オフセット)

別紙 その3(自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量(2023年度)

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量(A)	排出係数(B)	排出量
ガソリン	36 (2)	34 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	79 kg-CO ₂
軽油	19 ()	48 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	125 kg-CO ₂
LPG	6 (2)	4 kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	12 kg-CO ₂
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	61 (4)			215 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の()には、ハイブリッド車の台数(内数)を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

- ・令和2年度に対して令和5年度に10%削減
- ・6000kg増

【具体的な取組】

- ・車輛再編
- ・地球環境に優しいエコカーへ切替
- ・エコドライブ
- ・カーボンオフセット

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組(駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車(ハイブリッド自動車、電気自動車等)の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項